

議事要旨(2) 企業会計基準公開草案「連結財務諸表に関する会計基準(案)」等について

冒頭、新井副委員長(特別目的会社専門委員会専門委員長)から、特別目的会社の連結上の取扱い(以下、「SPE の取扱い」)の一部の見直しに伴う「連結財務諸表に関する会計基準(案)」及び関連する他の会計基準、適用指針及び実務対応報告の公開草案については、本日の審議の後、公表が承認された場合には2カ月間のコメント期間を設けて9月初めに公表する予定であることが説明された。引き続き、小賀坂主席研究員より会計基準等及び公表にあたっての文案について前回委員会以降の修正箇所に関する説明がなされた後、次のような質疑応答が行われた。

ノンリコース債務の取扱いについて

- ある委員から、ノンリコース債務の区分表示や注記について、他の会社も妨げられないとする結論の背景における記述が必要か疑問であるとの意見があった。これに対して、あるオブザーバーからノンリコース債務の開示は利用者にとっては有用であり、派生して影響が及ぶようなことがないのであれば記述を残しておいてもいいのではといった意見があり、審議の結果、公開草案段階では当該記述は残しておくこととされた。

文案内容について

- ある委員からは、文案では、SPE の取扱いを資産の譲渡者には引き続き認めるとする理由が必ずしも明確ではなく、公開草案の公表にあたっては、公開草案に対してコメントを行う者が適切に回答できるような手掛かりとなる情報を盛り込むべきであり、また、SPE の取扱い自体の合理性に懸念があるのであれば、もう少し時間をかけて見直すことも考えられるとの意見があった。さらに、代理人の問題を取り上げずに SPE の取扱いについて部分的に見直すことによる弊害はないのかなどを明らかにした方がよいとの意見もあった。事務局からは、SPE に対する譲渡のケースについて取扱いを見直す場合、金融資産及び不動産の消滅の認識の会計処理にも関係してくることから現段階では一部の見直しに留めることになったことが説明され、代理人の扱いに関する記述も含め、それらの経緯について「連結財務諸表に関する会計基準(案)」の「結論の背景」に加筆する旨の説明がなされた。
- 別の委員からは、国際会計基準審議会(IASB)による連結基準の最終化も予定されているなかで、このタイミングで出すことがなぜ必要かについての記述がまだ不十分であり、経緯の中に公開草案を出すことの意味を明確に示すべきであるとの意見があり、事務局から、この点についても「連結財務諸表に関する会計基準(案)」の「結論の背景」に加筆する旨の説明がなされた。

これらの質疑応答の後、事務局からは上記の意見への対応として、SPEの取扱いの一部の見直しに限定した理由の記述、代理人の扱いに関する記述及び短期間に複数の改正を行う可能性への懸念に対応する記述を「連結財務諸表に関する会計基準(案)」の「結論の背景」に追加することとされ、採決が行われた。その結果、その点も含めた字句等の修正については委員長に

一任する前提で、出席者10名全員の賛成により、会計基準、適用指針及び実務対応報告の公開草案の公表が承認された。

以 上